

1. 計画の周知・啓発

- 本計画は、令和11年度(2029年度)を目標とした障がい者施策に関する行政計画であり、計画を推進するうえでは、行政のみならず、障がい者・その家族・地域住民・事業所等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組むことが必要です。
- このため、計画の基本理念や目標をはじめ、具体的な施策についても、広く住民・関係者が理解し、共通の認識のもとで計画を推進できるように、計画について積極的な周知・普及及び啓発に努めます。

2. 情報の公開

- 計画の周知・推進にあたっては、障がい者・家族・地域住民及び関係者が情報を共有することが必要であるため、本計画はもとより、障がい者施策に関して情報を公開することが重要です。
- このため、本計画を市のホームページに公表することをはじめ、障がい者施策に関する情報の提供に努めます。

3. 連携・協力による計画の推進

- 本計画に基づく障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、幅広い分野に関係することから、本計画を実行性のあるものとするために、庁内関係部署の横断的な連携のもとに、施策の推進を図ります。

4. 進捗状況の管理、評価及び見直し

- 本計画の着実な推進のため、計画の進捗状況の把握・点検を行います。
- この点検結果について、庁内関係部署に報告を行うとともに、必要に応じて全庁的な審議・評価を行い、見直しを行うものとします。
- 計画の最終年度(令和11年度(2029年度))には、計画の進捗状況の把握・点検等を行い、新たな計画を策定します。